

2024 年 1 月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(日本でがん治療を希望する、短期滞在資格で入国した外国人の直接来院)

ご相談：

外国人が当院の前で具合が悪そうにしていたので、当院の職員が声をかけた。

翻訳機を使用して事情を伺うと、自分は食道がんになり患し胸痛を感じており、日本で治療を受けたいので昨日入国した、とのことだった。本人が所持していたパスポートを確認したところ、医療滞在ビザではなく 15 日の短期滞在資格での入国となっていた。

また、本人は海外旅行保険に加入しておらず、母国から同行者と一緒に入国したが、同行者は既に帰国しており国内に身寄りはないと言っている。

本日は ER での応急処置が終われば帰っていただく予定だが、継続して食道がんの治療を希望された場合、当院での受け入れは検討が必要だが、治療するには時間を要すると思われる。

このような状況の場合の助言と、治療のため在留期限を超えてしまう場合の手続きについて教えてほしい。

対応：

当窓口からは以下のように案内した。

- 短期滞在資格での入国後の在留資格の変更（延長）については、「入国後の急な事情変更等」と「入国後に受傷、発症した傷病に係る治療」であることが条件となるため、出入国在留管理庁の判断とはなるが、今回は該当しないと思われる。
- 患者が日本で本格的ながん治療を希望しており、その治療が短期滞在許可の期間内での完了が難しい見込みであれば、医療渡航支援企業などの支援を受け、医療滞在ビザを取得し、再訪日されることを検討されてはどうか患者に助言するとともに、通常は以下の手順が必要なこと、および当窓口から医療渡航支援企業の紹介ができることを案内した。
 - ① 帰国後、患者から母国もしくは日本の医療渡航支援企業に相談すること
 - ② 依頼を受けた医療渡航支援企業は患者から医療情報を入手し、日本国内の提携医療機関に受入れの打診を行う
 - ※医療渡航支援企業によってはこの段階で料金の支払いが発生する場合もある
 - ※受入医療機関によってはセカンドオピニオンを確認したうえで受入れの可否を判断する場合もある

- ③ 医療渡航支援企業は受入医療機関が決まったら患者に伝え、医療渡航費を前払いで請求する
 - ④ 医療渡航支援企業は患者からの入金を確認後、患者の入国ビザ取得のサポートを行う
 - ※取得するビザの種類は医療渡航支援企業が判断する
 - ⑤ 患者の入国ビザが発給されたら医療渡航支援企業が宿泊先、航空券、通訳などの手配を行う
 - ⑥ すべての手続きが完了したら患者が来日して治療を開始する
- 患者が医療渡航支援企業に申込みをしてから渡航できるまで、一か月を要する場合がある。
- その他、国籍に係わらず、御院のルールについて必要な案内があれば説明すること。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田 ・ 大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp